



山岡士労社



2026年9月
第171号



「7月17日安全管理研修」

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

目次

会長挨拶	岡山県社会保険労務士会 会長 花田 秀	2
理事会報告		3
研修報告		3
岡山支部便り		5
倉敷支部便り		5
津山支部便り		5
他団体連携レポート		6
実務相談室（労働新聞「実務相談室」より）		7
社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内		7
採用と定着のヒント		8
教えて下さい 協会けんぽさん！		9
会員リレー&リレー		10
倉敷懇親会に参加して		11
「使用者賠償責任保険制度」のご案内		11
新入会員紹介		12
総務部よりお知らせ		12
全国社会保険労務士会連合会共済会福利厚生制度		12
事務局便り		13
10～11月の行事予定		13

会 長 挨拶



岡山県社会保険労務士会

会 長 花 田 秀

令和8年8月8日、対面での倫理研修を開催しました。連合会で行う倫理研修がオンラインになって以降に登録・入会された会員は、対面での研修、とりわけグループ討議を経験されていません。私が会長に就任して是非とも実現させたいと考えていたことの一つが、この対面での倫理研修でした。参加された会員の皆様も、これまでとは違った研修の意義を感じていただけたようで、今回の研修がそれぞれに実りあるものとなっていることを切に願います。



一方で、助成金の不正受給に関与したとして、当会会員の氏名公表が行なわれ、8月17日付けをもって声明文を発しました。先の倫理研修の締めくくりでは、「自分の身は自分で守る」ことを強調した矢先の出来事でした。

岡山県会としましては、今後とも会員の職業倫理意識向上のため、機会を提供するなどの活動を行なってまいります。

7月31日に愛媛県で開催された中国四国地域協議会会長会議では、会費改定が主な議題となりました。が、各県会ともまだまだ検討の途上であり、今後も引き続き情報交換を重ねていくことになると思われます。岡山県会としましては、県会の財務状況と今後の展望を十分に考慮したうえで、根拠ある数字をお示しし、会員の皆様のご理解とご承認を得たいと考えております。

10月2～3日には社会保険労務士フォーラムが今年度は香川県で行われます。近距離のためバス貸切はありませんが、他県会の会員との交流ができるとてもよい機会ですので、ぜひ参加してみていただければと思います。

今後とも県会事業にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

研修報告

『安全管理研修に参加して』

令和8年7月17日(金)、国際交流センターで開催された安全管理研修に参加しました。今回は、島田法律事務所代表弁護士の島田直行先生を講師に迎え、「カスハラ対応が職場を変える一社労士が顧問先に伝えるべき5大戦略」と題してご講演いただきました。

島田先生は、徳島県や福岡県をはじめ、各地の社労士会で多数の講演実績をお持ちです。

1. 就業規則におけるカスハラ対策の明文化
2. カスハラ対応者に対するフォロー体制の構築
3. カスハラを未然に防ぐための組織体制づくり

などについて、具体的な事例を交えながらご説明いただきました。実際の事例に基づく内容が多く、非常に参考になりました。



特に、カスハラへの具体的な対応方法について詳しく学ぶことができました。例えば、クレームの電話を終了する際の伝え方や、同じ内容の電話には3回目まで対応し、4回目以降は対応しないといった基準など、実務に即した内容で、納得しやすい点が多くありました。カスハラ対策は、単なるクレーム対応ではなく、従業員の安全と就業環境を守るための重要な取組みであると改めて感じました。

また、問題社員への対応についても具体的な方法を学ぶことができ、大変有意義な研修となりました。今回の研修で得た知識を、社会保険労務士として顧問先への助言や職場環境の整備に生かし、今後の実務に役立てていきたいと思います。(研修部：穂田恒雄)

『新規会員研修（事務所運営編）』

- ◇開催日時：7月25日(土) 13:30～16:00
- ◇開催場所：岡山国際交流センター 5階会議室
- ◇講師：岡山支部 小坂 久美子 氏
- ◇参加人数：23名



新規会員研修の一環として「事務所運営」に関する研修を開催しました。「はじめての事務所運営、何から始める？」をテーマとして、小坂久美子先生よりお話をいただきました。

具体的な内容として、①開業後における新規開拓②顧客や行政との信頼関係の築き方③仕事がどのように生まれ広がっていくのか④開業から現在に至るまでの業務の変遷など、どれもすぐに役立つ内容ばかりでした。ワークを交えながら意見交換も活発で、非常に有意義な研修となりました。

(研修部：酒井喜朗)

岡山支部便り



岡山支部長 長谷川 和

秋風が吹き始める季節となりました。日頃より支部運営への温かいご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、以前よりお伝えしておりました座談会形式の研修会の日程等決定いたしました！今回は常富副会長、岩根先生、溝手先生を講師にお招きします。明るく楽しい、時には驚くようなお話が聞けるかもしれません。「座談会」ですが、無理に発言していただく必要はありませんので、ぜひお気軽にご参加ください。終了後は懇親会もご用意しております。

【研修会・懇親会のご案内】

- ・日時：11月28日(土) 午後～ ／・場所：第一セントラルビル1号館3階中ホール
 - ・講師：常富副会長、岩根先生、溝手先生 ／・懇親会：研修後、イタリアンのお店にて！
- 詳細は別途ご案内申し上げます。季節の変わり目、皆様お健やかにお過ごしください。

倉敷支部便り



倉敷支部長 富 永 優 子

社労士の日相談会を以下の日程で行います。
相談担当の募集をいたしますので奮ってご参加ください。(詳細は募集要項にて)

【倉敷会場】

- 開催日時：令和8年11月29日(日) 13:00～16:00
- 会場：アリオ倉敷 2F センターコート吹き抜けZERO13前（倉敷市寿町12-2）

【総社会場】年金・健康保険・育休制度・労務管理等のご相談

- 開催日時：令和8年11月29日(日) 10:00～12:00
- 会場：S-スタ（総社市窪木890-4）

津山支部便り



津山支部長 江 森 信 夫

津山支部では11月21日(土)、特定社会保険労務士 岩崎仁弥先生を津山商工会議所にお迎えし、ハラスメント対策及び同一労働同一賃金ガイドライン改正等についてのセミナーを予定しています。詳細については決まり次第お知らせいたします。

今年も猛暑の長い夏が暦の立秋の声を聴くと朝夕が幾分涼しく感じ、稲も陽と風をあび穏やかに光たなびいています。我家のピオーネ、オーロラブラックなどのぶどうは順調に生育し、お盆明けから順次収穫が始まります。

ぶどう、梨、松茸、山芋など美味しいもの大集合の秋、是非、津山にお越しください。

損害保険代理店協会（代協）との連携強化に向けて

～支部単位の「フリー相談会」を起点とした新たな対話の場づくり～

社労士会では、損害保険代理店協会（代協）との実効的なビジネスマッチングを推進し、両団体の連携を具体化するための協議を行いました。昨年１月に開催された共催セミナーでのグループディスカッションを発端に、「社労士診断認証制度の活用」や「両業界で取り組める新事業」に関するアイデアなど、より現実的かつ効果的な交流のあり方について深く議論を交わしました。

「フリー相談会」から始める持続的な関係構築

代協側からは、各支部の定例支部会に社労士を招き、会員代理店に向けた講演や相談の場を設けたいとの提案がなされました。単なる一方向のセミナーにとどまらず、複数の社労士が参加するパネルディスカッションや、より気軽に質問できる「フリー相談会」形式を取り入れることで、互いの顔が見える関係性を深められるとの見解で一致しました。

準備負担が少なく参入ハードルの低い「フリー相談会」を最初のステップとし、まずは津山支部（代協）での開催を視野に入れて検討を進めています。

専門家同士の協働と役割分担

協議の中では、紛争を未然に防ぐ「予防的労務管理」としての社労士の役割について相互理解を深めました。顧客からの相談内容が多様化・高度化する現代において、専門家同士が強みを活かして連携することの重要性を再確認しています。

【今後の主な取り組み・アクション】

- ・各支部での企画検討：支部会での「フリー相談会」開催に向け、テーマおよび日程の検討。
- ・窓口・講師調整体制の整備：代協支部からの依頼に対応する講師手配・選定体制の構築。
- ・次回協議の実施：10月8日(木)に次回打ち合わせを実施し、具体的な実施案を確定する予定。

今後も他業界との積極的な対話を通じて、会員の皆様の活躍の場を広げ、地域社会に貢献する取り組みを推進してまいります。

岡山県損保代理店協会参加者	岡山県社労士会参加者
横田 好雄（会長） 前原 光宏（副会長） 福田 憲児（企画環境委員会委員長）	花田 秀（会長） 常富 真太郎（副会長） 影山 貴敏（理事・事業部） 難波 浩一（ナンシー）

実務相談室（労働新聞「実務相談室」より）

令和8年7月13日付 第3552号16面

Q→「待遇説明」する明示必要か

～ 無期転換後の労働条件 正社員とは相違するが ～



同一労働同一賃金の関係で、労働条件の明示事項に追加があると聞きました。現在、有期雇用の労働者の中には通算契約期間が5年を超えている人がいます。契約更新の際に無期転換後の労働条件を明示しますが、この場合にも新しく追加される明示事項に関する説明は必要でしょうか。無期転換後においても労働条件は基本変わらないため、正社員との待遇差は残る形です。

【神奈川・T社】

A → 短時間なら法適用あり

事業主は、パート・有期雇用労働者の待遇の内容およびその理由を説明する義務があります。タイミングとしては、雇入れ時と従業員から求めがあったときです（パート・有期雇用労働法14条）。事業主が十分な説明をしなかった結果紛争となる場合があります、こうした事情も不合理な待遇に当たるか否か判断する際に考慮され得ると解されています（平31・1・30雇均発0130第1号）。

正規と非正規間には依然として不合理な賃金格差があることなどから、待遇に関する説明を受けられることを雇入れ時にきちんと明示することになりました（施行は令和8年10月1日）。施行日以降、新たにパートらを雇い入れたときには、待遇の相違の内容や理由について説明を求めることができる旨や相談窓口に関する明示が必要になります（改正省令及び告示の周知に係るQ&A）。

パートらの有期雇用契約が通算して5年を超えて無期転換権（労働契約法18条）が発生したときには、転換後の労働条件を明示する必要があります（労基則5条5項）。

無期転換後の労働条件は、別段の定めがある部分を除いて、有期労働契約の内容である労働条件と同一になります。期間の定めはなくなりますが、所定労働時間については短時間のままということも可能性としてはあり得ます。

無期転換後の労働条件の明示においても、「通常の労働者との間の相違＜内容・理由＞等について説明を求めることができる、といった記載が必要になる場合があります（令8・4・30基発0430第1号）。

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。

申込Webサイトへは（有）エス・アール・サービスHPからアクセスできます。

サイバーリスク保険（特約）のご加入も併せてご検討ください！

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款（WEB約款。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

社労士 賠償保険 エスアールサービス 検索

<https://www.sr-service.jp>



採用と定着のヒント — 大学就職担当者に聞く —

ノートルダム清心女子大学 キャリアサポートセンター長 鷺江 健治さん

企画趣旨

キャリア支援の最前線にいる大学の就職担当者から、学生の企業選びの傾向や企業に求められる対応を伺い、採用活動の改善や内定辞退・早期離職の防止に役立つ知見を紹介します。

今回は、県内企業へ多くの学生を送り出すノートルダム清心女子大学キャリアサポートセンター長の鷺江健治さんにお話を伺いました。

Q1 近年の学生の「企業の見方」で、特に変化を感じる点がありますか。

鷺江：現在、キャリアで6年目に入りましたが、着任当初は仕事上のやりがいや研修制度の充実というワードを聞くことが多かったと記憶しています。現在はインターネット上に「ブラック企業」や「転職」というネガティブな言葉があふれているため、学生たちは就職先の「雰囲気」や「働きやすさ」といった情報を求めていると感じています。また、安心感を求める学生は自宅から通えるか等も検討材料にしていると思います。

Q2 企業側がやりがちな「もったいない」対応がありますか。

鷺江：大学によって授業期間は異なりますが、授業があるとき、学生は授業優先となりますので、長時間の説明会やインターンシップには参加が難しいようです。また、対面でのインターンシップを計画されるのであれば、色々な社員の方とふれ合える時間があるほうが、学生が会社の雰囲気を知れる有意義な時間になると思います。

Q3 大学から企業へ「ここを整えると良い」と感じるポイントがありますか。

鷺江：現在の学生は「試験」と聞くと、準備ができないことに不安を感じる人が多いので、「募集要項」や「選考フロー」は可能な限り情報公開されてはいかがでしょうか。SPIなのか独自問題なのか、集団面接なのか個人面接なのか等です。また、同期や年齢の近い先輩の存在は相談相手として心強いようです。入社後、人事以外にも1年程度のメンター制度があってもよいかもしれません。

Q4 内定辞退や早期離職につながりやすい“ミスマッチの芽”は、どのようなところで見えますか。

鷺江：近年の選考は、学生はマイナスに働くかもしれない恐怖で質問できず、企業側もハラスメントに該当しないよう慎重になり、双方とも一歩踏み込みづらい状況にあると思います。そのことが学生の確認不足につながり、内定時点でも学生の理解度は企業が思うより低い場合があります。内定者フォローは、つなぎとめというより、もう一度しっかり企業を理解してもらおう機会にされてもよいと思います。

Q5 企業と大学の連携で、うまくいっている取り組みがあれば教えてください。

鷺江：「OGによる学内企業説明会」という学内イベントは参加者に好評です。また、今年から実施した「岡山県認定のアドバンス企業による説明会」も好評でした。参加人数は20～30名程度と小振りですが満足度は高く、実際に「OGによる学内企業説明会」をきっかけに入社に結びついたという企業のお話も伺いました。

Q6 採用・定着に向けて、社会保険労務士や企業に期待することがあれば教えてください。

鷺江：よく学生は就活について「不安しかない」と発言します。大学としても努力しておりますが、企業からも学生が安心できる材料を提示いただければと思います。例えば、労働条件の明示、職場環境整備、若手育成、自社や他社との合同研修、相談できる場所や人がいる体制などが該当しそうです。

Q7 会報読者である社会保険労務士・企業担当者へ、メッセージがあればお願いします。

鷺江：企業の従業員満足度を上げることが、ある意味広報活動になると感じています。地元志向が強まり、「従業員周辺＝学生」という図式を垣間見ることが増えました。また、面接後のフィードバックや選考結果通知の有無も学生のモチベーションを左右します。「採用活動＝未来の社会人を育てる機会」とお考えいただき、少しだけ学生に寄り添っていただければ幸いです。

まとめ 学生が安心して企業を選び、入社後も定着するには、選考情報や労働条件を丁寧に示し、若手社員との接点や相談体制を整えることが重要です。採用を「未来の社会人を育てる機会」と捉え、大学・企業・社労士が連携して学生に寄り添う姿勢が求められます。

教えてください 協会けんぽさん！

～電子申請について～

今回は、協会けんぽ岡山支部業務グループ長の曾田様に、電子申請についてお話を伺いました。スマートフォンやパソコンから手続きができる電子申請は、利便性の向上が期待されるため、お忙しい会員の皆様のお役に立てると思いますので、ご紹介させていただきます。

■ 電子申請の概要

協会けんぽでは、スマートフォンやパソコンを利用し、各種手続きをオンラインで行うことができます。また、「けんぽアプリ」を活用することで、電子申請をより便利に利用することが可能です。

■ 電子申請の流れ

「電子申請のTOPページ」へのアクセス方法は、「けんぽアプリ」か「協会けんぽHP」からとなります。

① 利用申請（ID、パスワードの取得）

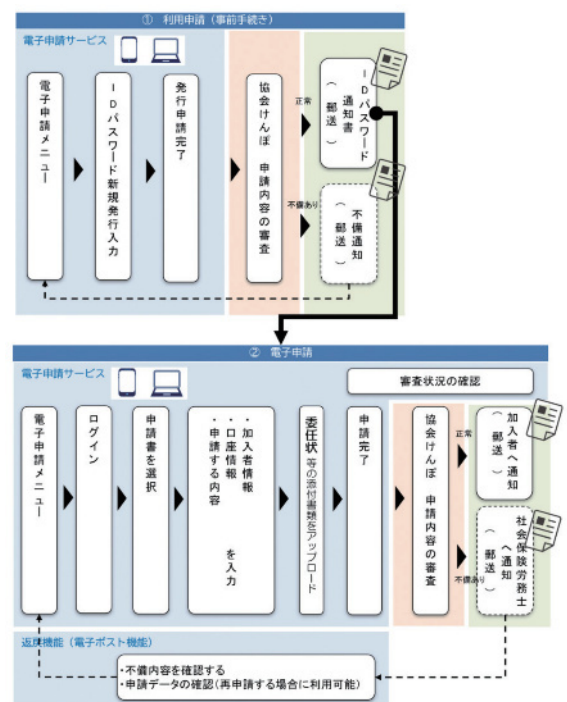
- ・ 社会保険労務士証票、マイナンバーカードを準備。
- ・ TOPページ「新規ID、パスワードの発行」から手続きして頂きますと、ID、パスワードが郵送で送られてきます。（この作業は1度だけです）

② 電子申請による申請手続き

- ・ TOPページ「既にID、パスワードをお持ちの方」から手続きを開始し、必要事項を入力していきます。
- ・ 必要書類のアップロード（画像データ等）をします。
- ・ 内容確認後、送信して申請完了です。

③ 結果の確認

- ・ 審査結果は郵送により書面で通知されます。



■ 電子申請利用時のポイント

- ・ 事前に必要書類を準備しておくスムーズです。
- ・ 社会保険労務士による電子申請には、申請の都度「委任状」を添付する必要があります。
- ・ 不備があった場合は、返却されたデータを利用して再申請が可能です。
- ・ 申請後の審査状況をオンラインで確認できます。

■ 実際に電子申請を使ってみた感想（総務部 安藤）

紙での提出と比較して、電子申請は必要書類をデータで添付できるため、添付書類の収集を迅速に行うことができます。また、手続きがステップごとに進む仕組みとなっているため、入力漏れや記載ミスを防ぎやすく、安心して申請を行うことができます。私自身も実際に利用し、その利便性を実感しており、今後も継続して電子申請を活用していく予定です。会員の皆様におかれましても、ぜひ電子申請をご活用いただき、日々の各種手続きをよりスムーズかつ効率的に進めていただければ幸いです。

まずは「ID、パスワード」をご取得のうえ、実際に一度お試し頂ければと思います。